

◆太枠内を記入し、添付書類を添えて下記へご送付ください。
<添付書類>

- 1 勤務先の健康保険証または資格確認書、資格情報のお知らせ（コピー）
- 2 国民健康保険証または資格確認書、資格情報のお知らせ（原本）

国民健康保険資格喪失届

国保課税額が減額になる場合は、この届出を処理した月の翌月以後に税額変更通知を送付します。
納付期限が、処理した月より前の国保税につきましては、督促状が届く場合がありますのでご了承ください。

国民健康保険の資格喪失を届け出ます。令和 年 月 日

届出義務者(世帯主)

住 所	個人番号(マイナンバー)		
フリガナ	電話番号(携帯など)		
氏 名	() -		

国保をやめる人

※同封した添付書類の ☐ にチェックを記入してください。

氏 名	☐ 上記 世帯主に同じ	勤務先の健康保険証、資格確認書等	☐ コピー同封	国民健康保険証、資格確認書等	☐ 原本同封 ※紛失の場合は下記へ
氏 名			☐ "		☐ "
個人番号			☐ "		☐ "
氏 名			☐ "		☐ "
個人番号			☐ "		☐ "
氏 名			☐ "		☐ "
個人番号			☐ "		☐ "
氏 名			☐ "		☐ "

国民健康保険証または資格確認書の原本を同封できない場合は、下記をご確認ください。
(原則として紛失以外の場合は返送が必要です。)

国民健康保険証(資格確認書)を紛失された方へ

1 国民健康保険証(資格確認書)を発見した場合は、速やかに返納してください。

2 健康保険の加入日以降、安城市の国民健康保険証(資格確認書)は使用できません。

3 健康保険の加入日以降、安城市の国民健康保険証(資格確認書)を使って医療機関等を受診した時は、国民健康保険が負担した費用を支払っていただくことになりますので、医療機関等へ新しい保険証(資格確認書)を必ず提示してください。

<送付及び問い合わせ先> 安城市役所 国保年金課 国保係
〒446-8501 安城市桜町18番23号 電話 (0566) 71-2230 (直通)

◆太枠内を記入し、添付書類を添えて下記へご送付ください。
＜添付書類＞

- 1 勤務先の健康保険証または資格確認書、資格情報のお知らせ（コピー）
2 国民健康保険証または資格確認書、資格情報のお知らせ（原本）

国民健康保険資格喪失届

国保課税額が減額になる場合は、この届出を処理した月の翌月以後に税額変更通知を送付します。
納付期限が、処理した月より前の国保税につきましては、督促状が届く場合がありますのでご了承ください。

国民健康保険の資格喪失を届け出ます。

令和6年 12月 2日

届出義務者(世帯主)					
住 所	安城市桜町18番23号		個人番号(マイナンバー) 1234 5678 9012		
フリガナ	アンジョウ タロウ		電話番号(携帯など) (090) 1111-1111		
氏 名	安城 太郎				
国保をやめる人 ☐ ※同封した添付書類の ☐ にチェックを記入してください。					
氏 名	☐ 上記 世帯主に同じ	☒ 個人番号(マイナンバー)が分かる場合はご記入ください。		同一封	☒ 原本同封 ※紛失の場合は下記へ
氏 名	安城 花子	務先の健康保険証、資格確認書等	☒	"	国民健康保険証、資格確認書等 ☐ "
個人番号	9876 5432 1012		☐	"	☐ "
氏 名			☐	"	☐ "
個人番号			☐	"	☐ "
氏 名			☐	"	☐ "
個人番号			☐	"	☐ "
氏 名			☐	"	☐ "
個人番号			☐	"	☐ "

国民健康保険証または資格確認書の原本を同封できない場合は、**下記をご確認ください。**
(原則として紛失以外の場合は返送が必要です。)

国民健康保険証(資格確認書)を紛失された方へ

- 1 国民健康保険証（資格確認書）を発見した場合は、速やかに返納してください。
- 2 健康保険の加入日以降、安城市の国民健康保険証（資格確認書）は使用できません。
- 3 健康保険の加入日以降、安城市の国民健康保険証（資格確認書）を使って医療機関等を受診した時は、国民健康保険が負担した費用を支払っていただくことになりますので、医療機関等へ新しい保険証（資格確認書）を必ず提示してください。

＜送付及び問い合わせ先＞ 安城市役所 国保年金課 国保係
〒446-8501 安城市桜町18番23号 電話 (0566) 71-2230 (直通)